大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部を改正する告示

大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則（平成三年科学技術庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（交付の期間） **第四条**　一の都道府県に係る交付金は、次の各号に掲げる交付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に限り交付するものとする。 一　排出放射性物質影響調査設備等整備等事業に係る交付金　当該事業の開始の日から当該一の都道府県において使用を開始した大型再処理施設の使用開始時期の属する会計年度の二十六年後の会計年度の末日までの期間 二　［略］ （交付金と交付限度額） **第五条**　一の都道府県に対して交付することのできる交付金の交付限度額は、次の各号に掲げる交付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額とする。 一　前条第一号に掲げる交付金　前条第一号に定める期間内に六百四十五億七千三百七十九万三千円 二　前条第二号に掲げる交付金　毎会計年度　十五億四千四百三万千円	（交付の期間） **第四条**　一の都道府県に係る交付金は、次の各号に掲げる交付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間内に限り交付するものとする。 一　排出放射性物質影響調査設備等整備等事業に係る交付金　当該事業の開始の日から当該一の都道府県において使用を開始した大型再処理施設の使用開始時期の属する会計年度の二十五年後の会計年度の末日までの期間 二　［同上］ （交付金と交付限度額） **第五条**　一の都道府県に対して交付することのできる交付金の交付限度額は、次の各号に掲げる交付金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額とする。 一　前条第一号に掲げる交付金　前条第一号に定める期間内に六百三十三億三千百三十六万六千円 二　前条第二号に掲げる交付金　毎会計年度　十五億五千百六十五万円
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

○厚生労働省告示第百三十八号

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）第一条の四第一号、第一条の九第一号並びに第一条の十第一項第一号及び第二号並びに高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）の規定に基づき、令和七年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を次のように定めたので、同令第四十七条第一項及び附則第十二条の規定により公示し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年四月一日

厚生労働大臣　福岡　資麿

区分	率又は額
高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（以下「省令」という。）第三条に規定する前期高齢者交付算定率	○・○○七五六五
省令第三条の三第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	○・九二六九五
省令第五条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	○・九五三四一
省令第八条の三第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	○・九七五九四
省令第八条の四に規定する厚生労働大臣が定める額	三百十九万七千三百五十三円
省令第八条の五に規定する厚生労働大臣が定める率	○・九八〇四八九六〇三九二〇
省令第八条の六に規定する厚生労働大臣が定める率	一・〇〇七四五九四二〇一二三
省令第九条第三項に規定する概算補正係数	一・一〇三七九
省令第十一条に規定する一人平均前期高齢者給付費見込額	四十七万三千八百十七円
省令第十四条の四に規定する厚生労働大臣が定める率	○・九八二〇一四四三六〇七〇
省令第十五条において準用する省令第九条第三項に規定する確定補正係数	一・一一六五〇